

従業員の飲酒運転を防止したい

飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業・飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

事業所としての従業員への啓発など、飲酒運転撲滅に向けた取組を支援します。

対象者

福岡県内にあるすべての事業所です。

内容

1 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業

従業員に対して飲酒運転防止の研修会を実施する場合などに、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を講師として派遣します。(講師への謝金、講師の交通費は福岡県が負担します)

また、講話を収録したDVDの貸し出しも行っています。

※開催に必要な機材(プロジェクターなど)は申し込まれる事業所の方で手配をお願いします。

※派遣条件：①飲酒運転撲滅活動の推進に資するものであること、②概ね30名以上の参加見込みであること、③営利目的、政治目的、宗教目的ではないこと、④実施時間が10:00～20:00の間であること

※派遣希望日の概ね1か月前までに申し込んでください。申請の詳細は県ホームページ(URL①)から御確認ください。

※DVDの貸し出しについては、生活安全課まで問合せください。

2 飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

事業所として飲酒運転撲滅活動に取り組むことを宣言していただき、従業員への啓発など飲酒運転撲滅の取組を進めていただきます。

登録事業所へは、登録証や飲酒運転撲滅に関する啓発資材を発送するとともに、県ホームページ(URL②)で「飲酒運転撲滅宣言企業」として事業所名等を掲載します。

活用方法

1 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業

- (1) 従業員の飲酒運転撲滅に係る取組が進めやすくなります。
飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する研修会を行うことで、従業員の飲酒運転防止に役立ちます。

2 飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

- (1) 従業員の飲酒運転防止に係る取組が進めやすくなります。
登録後送付する啓発資料を従業員の飲酒運転防止の啓発に御活用いただけます。
- (2) 事業所のイメージアップが期待できます。
登録事業所名等の県ホームページへの掲載や、特に優れた取組を行う事業所への知事表彰・優良取組事例紹介などにより、事業所のイメージアップ・PRになります。
- (3) 福岡県の競争入札参加資格審査において加点の対象になります。

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係

TEL : 092-643-3167 FAX : 092-643-3169

URL① : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntentbokumetsu-adviser.html>

URL② : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntentbokumetusengen.html>

